

昭和三十九年政令第三百八十三号

宅地建物取引業法施行令

内閣は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）第二条第一号、第三条第三項及び第二十二条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条 宅地建物取引業法（以下「法」という。）

第二条 第一条の政令で定める公共の用に供する施設は、広場及び水路とする。

（法第三条第一項の事務所）

第一条の二 法第三条第一項の事務所は、次に掲げるものとする。

一本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は從たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行なうことができる施設を有する場所で、宅地建物取引業に係る契約を締結する権限を有する使人を置くもの（免許手数料）

第二条 法第三条第六項に規定する免許手数料の額は、三万三千円とする。

前項の免許手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。

（法第四条第一項第一号等の政令で定める使用人）

第二条の二 法第四条第一項第二号及び第三号、第五条第一項第十二号及び第十三号、第八条第二項第三号及び第四号、第六十五条第二項第七号及び第八号並びに第六十六条第一項第三号及び第四号の政令で定める使用人は、宅地建物取引業者の使用者で、宅地建物取引業に関し第一条の二に規定する事務所の代表者であるものとする。

（登録講習機関の登録の有効期間）

第二条の三 法第十七条の六第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（営業保証金の額）

第二条の四 法第二十五条第二項に規定する営業保証金の額は、主たる事務所につき千万円、その他の事務所につき事務所ごとに五百万円の割合による金額の合計額とする。

（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）

第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基つく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

三十五条の二第一項本文、第四十一条第二項

ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四

十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二

条の二第一項（同法第五十七条の三第一項に

おいて準用する場合を含む。）、第五十三条第

一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法

第五十八条第一項及び第五十八条の三第一項

の規定に基づく条例の規定による処分

二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一

号）第四十三条第二項第二号、第四十四条第

一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八

条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項

ただし書、第四項ただし書、第五項ただし

書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八

项ただし書、第九項ただし書、第十項ただし

書、第十一項ただし書、第十二項ただし書、第

十三項ただし書及び第十四項ただし書、第

五十二条第十項、第十一項及び第十四項、第

五十三条第四項、第五項及び第六項第三号、

第五十三条の二第一項第三号及び第四号（二

れらの規定を同法第五十七条の五第三項にお

いて準用する場合を含む。）、第五十五条第三

項及び第四項各号、第五十六条の二第一項た

だし書、第五十七条の四第一項ただし書、第

五十八条第二項、第五十九条第四項、第五十

九条の二第一項、第六十条の二の二第三項た

だし書、第六十条の三第二項ただし書、第六

十七条第三項第二号、第六十八条第一項第二

号及び第三項第二号、第六十八条の三第四

項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条

の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並

びに第八十六条の二第二項及び第三項の許

可、同法第四十三条第二項第一号、第五十二

条第六項第三号、第八十六条第一項及び第二

項、第八十六条の二第二項並びに第八十六条

の八第一項及び第三項の規定による認定、同

法第五十七条の二第三項の規定による指定並

びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十九条の九の規定に基づく条例の規定による処分（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十年法律第一百八十六号）第五十一条第一項の承認）

十三 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第一百三十四号）第三十二条第一項の承認

十四 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第一百三十六号）第五十二条第一項の許可

十五 旧公共施設の整備に関する法律（昭和三十六年法律第七号）

十六 防災建築街区造成法（昭和三十六年法律第百八号）第五十五条第一項において準用する場合に限る。）の許可

十七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第一百四十五号）第三十四条第一項の承認

十八 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第五条第一項た

る処分

十九 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第八条第一項の許可

二十 港湾法（昭和二十五年法律第二百一十九号）第三十七条第一項第四号に係る同項の許可

二十一 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第

八十四号）第九条第一項の許可

二十二 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第五

条第一項の許可

二十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第一百九十一号）第十二条第一

項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第一

三十五条第一項の許可

二十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第一百五

条第一項の許可

二十五 長期優良住宅の普及の促進に関する法

律（平成二十年法律第八十七号）第十八条第一

項の許可

二十六 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十号）第二十条第三項、第二十一条第三項及

び第二十二条第三項の許可並びに同法第七

十条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）の規定に基づく条例の規定による処分

二十七 河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第二項、第五

十八条の四第一項及び第五十八条の六第一

項（これらの規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）の許可

二十八 特定都市河川浸水被害対策法（平成十

五年法律第七十七号）第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第五十七条第一

項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七

十条第一項の許可

二十九 海岸法（昭和三十一年法律第一百一

号）第八条第一項の許可

三十 波津防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一百二十三号）第二十三条第一

項、第六十二条第一項、第六十六条及び第七

十条第一項の許可

三十一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）

第三十二条第一項（同法第三条において準用する

二十一 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)
第十五条第一項及び第二項並びに第三十三条第一項及び第二項

二十三 港湾法第三十七条第一項第四号、第四十条第一項(同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第四十五条の五、第五十条の十三及び第五十条の二十

二十四 住宅地区改良法第九条第一項

二十五 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項及び第八条第一項

二十六 農地法第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項

二十七 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

二十八 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(百五条第一項)

二十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項

三十 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二十三条第一項

三十一 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項(利用調整地区に係る部分を除く)

三十二 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)第十三条

三十三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)第十四条

三十四 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第四十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項(利

用調整地区に係る部分を除く)

三十五 水防法(昭和二十四年法律第一百九十三号)第十五条の八第一項

三十六 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の九

三十七 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項(これらの規定を同法第一百条第一項において準用する場合を含む)

三十八 特定都市河川浸水被害対策法(第二十四条、第三十条、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十六条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項)

三十九 海岸法第八条第一項

四十 津波防災地域づくりに関する法律第二十条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十七条第一項、第八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項

四十一 砂防法第四条(同法第三条において準用する場合を含む)

四十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項

四十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項

四十四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十条第一項及び第十七条第一項

四十五 森林法第十条の二第一項、第十条の十第一の六、第三十一条(同法第四十四条において準用する場合を含む)並びに第三十四条第一項及び第二項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む)

四十六 森林經營管理法(平成三十年法律第三十五号)第七条第三項及び第三十七条第三項

四十七 道路法第四十七条の十九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項

四十八 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第一百九十五号)第十条

四十九 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第十二条第一項(同法附則第十三条において準用する場合を含む)

五十 土地収用法第二十八条の三第一項(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む)

五一 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五项

五十二 航空法第四十九条第一項(同法第五十条の二第三項又は自衛隊法第一百七条第二項において準用する場合を含む)及び第五十条の三第一項

五十三 國土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三项

五十四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十一条の二十九第一項(これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む)

五十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十九第一項及び第三项

五十六 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第九条並びに第十二条第一項及び第三项

五十七 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二条号)第四十五条の七、第四十五条の八第五项及び第四十五条の十一第四項(これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項、第七十三条第二項及び第一百九条の四第三項において準用する場合を含む)、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二项並びに第八十条第一項及び第二项

五十八 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の十八第一項及び第三项

五十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一条号)第四十六条、第四十七条第三項及び第五号)第十七条の十八第一項及び第三项

六十 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十九条の五(同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む)

六十一 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第一百二十二号)第六十四条第四項及び第五项

六十二 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第二十八条第四項及び第五项

六十三 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和三年法律第八十四号)第十一条第一項

六四 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約について前項第二十五号及び第六十三号に掲げる法律の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。

六五 第三条の二 法第三十五条第三項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、前条第一項各号に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む)に基づく制限で当該信託財産である宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む)で当該信託財産である宅地又は建物に係るものとする。

六六 第三条の三 法第三十五条第八項の規定による承諾等に関する手続等

六七 第三条の三 法第三十五条第八項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る宅地建物取引業者の相手方等、宅地若しくは建物の割賦販売の相手方又は売買の相手方(以下この項及び次項において「相手方等」といいう)に対し同条第八項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方等から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「書面等」といいう)によつて得るものとする。

六八 宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合において準用する場合を含む)及び第五十条の三第一項

六九 第二条第二項及び第四項、第五十条の二第三項又は自衛隊法第一百七条第二項において準用する場合を含む)及び第五十二条の三第二項及び第四項、第五十条の二第三項及び第四項並びに第六十七条第一項

供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

前二項の規定は、法第三十五条第九項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「宅地建物取引業者の相手方等」とあるのは、「宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は」と、「又は売買の相手方」とあるのは、「である宅地建物取引業者」と読み替えるものとする。

(法第三十七条第四項の規定による承諾等に関する手続等)

第三条の四 法第三十七条第四項の規定による承諾は、宅地建物取引業者が、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る同項各号に定める者(以下この項及び次項において「相手方等」という)に対し同条第四項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方等から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術であつて国土交通省令で定めるもの(次項において「書面等」という)によつて得るものとする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、相手方等から書面等により法第三十七条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第三条の五 法第四十一条第一項第五項の規定による承諾について準用する。

(法第五十一条第二項第三号及び第四項の政令で定める営業所)

第五条 法第五十一条第二項第三号及び第四項の政令で定める営業所は、常時手付金等保証事業に係る保証委託契約を締結する事務所とする。

(法第六十条の政令で定める額)

第六条 法第六十条の政令で定める額は、指定保証機関の資本金の額、資本準備金の額、利益準備金の額及び保証基金の額の合計額に四十を乗じて得た額とする。

(弁済業務保証金分担金の額)

第七条 法第六十四条の九第一項に規定する弁済業務保証金分担金の額は、主たる事務所につき六十万円、その他の事務所につき事務所ごとに三十万円の割合による金額の合計額とする。

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二条)第十一条の六十六第一項第四号に掲げる会社(同法第十二条第十二項に規定する子会社をいう。)の子会社(同法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるものの及び同法第二百七十二条の二第二十一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社(同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。)の子会社(同法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第二百七十二条の二第二十一項第七号に掲げる会社であつて、保険

閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る買主に対し電磁的措置(同項に規定する国土交通省令・内閣府令で定める措置をいう。次項において同じ。)の種類及び内容を示した上で、当該買主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によつて得るものとする。

第三条の四 法第三十七条第四項の規定による承諾は、当該買主から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令・内閣府令で定めるもの(次項において「書面等」という。)によつて得るものとする。

宅地建物取引業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る買主から書面等により電磁的措置を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的措置を講じてはならない。ただし、当該申出の後に当該買主から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第三条の五 前二項の規定は、法第四十一条の二第六項の規定による承諾について準用する。

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第四条の三 法第五十条の二の四の規定により法第三十五条第八項の規定を読み替えて適用する場合における第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「売買の相手方」とあるのは、「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

(法第五十一条第二項第三号及び第四項の政令で定める営業所)

第五条 法第五十一条第二項第三号及び第四項の政令で定める営業所は、常時手付金等保証事業に係る保証委託契約を締結する事務所とする。

(法第六十条の政令で定める額)

第六条 法第六十条の政令で定める額は、指定保証機関の資本金の額、資本準備金の額、利益準備金の額及び保証基金の額の合計額に四十を乗じて得た額とする。

(弁済業務保証金分担金の額)

第七条 法第六十四条の九第一項に規定する弁済業務保証金分担金の額は、主たる事務所につき六十万円、その他の事務所につき事務所ごとに三十万円の割合による金額の合計額とする。

(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)

第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二条)第十一条の六十六第一項第四号に掲げる会社(同法第十二条第十二項に規定する子会社をいう。)の子会社(同法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるものの及び同法第二百七十二条の二第二十一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社(同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。)の子会社(同法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの及び同法第二百七十二条の二第二十一項第七号に掲げる会社であつて、保険

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第八十七条の二第一項第四号に掲げる会社であつて、漁業協同組合連合会の子会社(同法第九十二条第一項において準用する同法第十二条の八第二項に規定する子会社をいう。)であるもの

三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八百八十三号)第四条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社(同法第四条第一項に規定する子会社をいう。)であるもの

四 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の十七第七項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社(同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。)であるもの

五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十三条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、長期信用銀行(同法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)の子会社(同法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社(同法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。)であるもの

七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十六条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、銀行(同法第二条第一項に規定する銀行をいう。)の子会社(同法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。)であるもの

八 保険業法(平成七年法律第五号)第百六条第一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社(同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)の子会社であるもの

九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社(同法第二十条第四項に規定する子会社をいう。)であるもの

十 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九条第一項第五号に掲げる会社であつて、株式会社商工組合中央金庫の子会社(同法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。)であるもの

十一 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第三十九条第一項第五号に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関(銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第八百七十七条第一項に規定する規定)は、前項に規定する規定を除き、法第三条の二第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

3 信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社は、宅地建物取引業を営もうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十条 法第七十八条の二第二項の政令で定める権限は、法第七十一条の二及び第七十五条の四に規定する内閣総理大臣の権限とする。

附 則

1 この政令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第八百六十六号)の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

(施行期日)

附 則 (昭和四二年八月一日政令第二二 七号) 抄	（施行期日）この政令は、昭和四十七年九月一日から施行する。ただし、第二条から第五条まで及び附則第十条の規定は、同年十二月一日から施行する。
附 則 (昭和四二年一月一五日政令第九 三四五号) 抄	（施行期日）この政令は、土地収用法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第七十四号）の施行の日（昭和四十三年一月一日）から施行する。
附 則 (昭和四三年一月二九日政令第九 号) 抄	（施行期日）この政令は、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第七十四号）の施行の日（昭和四十三年一月一日）から施行する。
附 則 (昭和四四年六月一三日政令第一 五八号) 抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。
附 則 (昭和四四年七月三一日政令第二 〇六号) 抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（昭和四十四年八月一日）から施行する。
附 則 (昭和四五八年月二六日政令第二 三二号) 抄	（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四五年一二月二日政令第三 三三号) 抄	（施行期日）この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）。以下「改正法」という。の施行の日（昭和四十六年一月一日）から施行する。
附 則 (昭和四六年一一月一五日政令第三 三四一号) 抄	（施行期日）この政令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百十号）の施行の日（昭和四十六年十二月十五日）から施行する。
附 則 (昭和四七年七月一七日政令第二 八四号) 抄	（施行期日）この政令は、都市再開発法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十六号）の施行の日（昭和五十年十一月一日）から施行する。
附 則 (昭和四七年七月一七日政令第二 八四号) 抄	（施行期日）この政令は、都道府県知事は、前項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
附 則 (昭和四九年八月一日政令第二八 五号) 抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（昭和四十九年二月二十日）から施行する。
附 則 (昭和四九年八月一〇日政令第三 三号) 抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（昭和四十九年十二月一日）から施行する。
附 則 (昭和五〇年一月九日政令第二 四号) 抄	（施行期日）この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四九年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。
附 則 (昭和五〇年九月二日政令第二六 四号) 抄	（施行期日）この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第二 九三号) 抄	（施行期日）この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。
附 則 (昭和五〇年一〇月二四日政令第三 三〇四号) 抄	（施行期日）この政令は、都道府県知事は、前項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
附 則 (昭和五一年一月一九日政令第一 六六号) 抄	（施行期日）この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和五一年法律第八十三号）の施行の日（昭和五十二年一月一日）から施行する。
附 則 (昭和五三年三月二二日政令第三 七号) 抄	（施行期日）この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五五年八月一九日政令第二 一三号) 抄	（施行期日）この政令は、昭和五十五年十二月一日から施行する。ただし、第一項中宅地建物取引業保証協会の社員である者は、この政令の施行の際に納付している弁済業務保証金分担金の額が新令第七条に規定する弁済業務保証金分担金の額に不足することとなる場合においては、この政令の施行の日から三月以内に、当該宅地建物取引業保証協会にその不足額を納付しなければならない。
附 則 (昭和五五年八月一九日政令第二 一三号) 抄	（施行期日）この政令は、昭和五十五年十二月一日から施行する。ただし、第一項中宅地建物取引業保証協会の社員である者は、この政令の施行の際に納付している弁済業務保証金分担金の額が新令第七条に規定する弁済業務保証金分担金の額に不足することとなる場合においては、この政令の施行の日から三月以内に、当該宅地建物取引業保証協会にその不足額を納付しなければならない。
附 則 (昭和五六年三月三一日政令第五 八号) 抄	（施行期日）この政令は、法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
附 則 (昭和五六年三月三一日政令第五 八号) 抄	（施行期日）この政令は、法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
附 則 (昭和五六六年四月二四日政令第一 四四号) 抄	（施行期日）この政令は、法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
附 則 (昭和五六六年四月二四日政令第一 四四号) 抄	（施行期日）この政令は、法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
附 則 (昭和五六六年四月二四日政令第一 四四号) 抄	（施行期日）この政令は、法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。
附 則 (昭和五六六年四月二四日政令第一 四四号) 抄	（施行期日）この政令は、法第六十四条の七第三項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

1	（施行期日） この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	（附則）（昭和六二年一〇月六日政令第三 抄）（昭和六三年二月二三日政令第二 抄）（昭和六三年七月二九日政令第二 抄）（昭和六三年十一月二十一日から施行する。）	1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第六十六号）の施行の日（昭和六十二年十一月十六日）から施行する。	（附則）（昭和六三年二月二三日政令第二 抄）（昭和六三年七月二九日政令第二 抄）（昭和六三年十一月二十一日から施行する。）	1 （施行期日） この政令は、平成三年四月一日から施行する。	（附則）（平成三年三月一三日政令第二 抄）（平成三年七月一二日政令第二 抄）（平成三年四月二六日政令第一 抄）（平成三年七月一二日政令第二 抄）（平成三年一〇月二五日政令第三 抄）（平成三年十一月二十一日から施行する。）
2	（施行期日） この政令は、昭和六十三年七月二十九日政令第二抄（昭和六三年十一月二十一日から施行する。）	2 宅地建物取引業者は、この政令の施行の際に供託している営業保証金の額が改正後の宅地建物取引業法施行令（以下「新令」という。）第二条の四に規定する営業保証金の額に不足することとなる場合においては、この政令の施行の日から三月以内に、その不足額を主たる事務所の最寄りの供託所に供託し、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。	2 宅地建物取引業者は、この政令の施行の際に供託している営業保証金の額が改正後の宅地建物取引業法施行令（以下「新令」という。）第二条の四に規定する営業保証金の額に不足することとなる場合においては、この政令の施行の日から三月以内に、その不足額を主たる事務所の最寄りの供託所に供託し、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、その旨を免許を受けた建設大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。	2 （施行期日） この政令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。	1 （施行期日） この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。	1 （施行期日） この政令は、森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三十八号）の施行の日（平成三年七月二十五日）から施行する。
3	（施行期日） この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。	3 この政令は、都道府県知事は、前項の規定により供託する場合に準用する。	3 この政令は、都道府県知事は、前項の規定により供託する場合に準用する。	3 （施行期日） この政令は、都市再開発法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年十一月十五日）から施行する。	1 （施行期日） この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。	1 （施行期日） この政令は、森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三十八号）の施行の日（平成三年七月二十五日）から施行する。
4	（施行期日） この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。	4 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の期間内に同一の規定による届出しないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。	4 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	4 （施行期日） この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。	1 （施行期日） この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。	1 （施行期日） この政令は、森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三十八号）の施行の日（平成三年七月二十五日）から施行する。
5	（施行期日） この政令は、都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	5 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	5 （施行期日） この政令は、都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	5 （施行期日） この政令は、都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	5 （施行期日） この政令は、都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。	5 （施行期日） この政令は、都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が附則第二項の規定による届出しないときは、当該宅地建物取引業者に対し、同項の規定による届出をするまでの間、その業務の全部又は一部の停止を命ぜることができる。
6	（施行期日） この政令は、都道府県知事は、前項の規定による処分に違反した場合につき、前項の規定による処分を命ぜることができる。	6 法第六十六条第九号の規定は宅地建物取引業者が前項の規定による処分に違反した場合につき、前項の規定による処分を命ぜることができる。	6 法第六十六条第九号の規定は、都道府県知事が前項の規定による処分を命ぜることができる。	6 （施行期日） この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第四十九条第十号の表の改正規定は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。	6 （施行期日） この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第四十九条第十号の表の改正規定は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。	6 （施行期日） この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第四十九条第十号の表の改正規定は、土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第六十二号）の施行の日（平成二年十一月二十日）から施行する。

第一	(施行期日)	この政令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一四年一月二三日政令第一〇号) 抄	附 則 (平成一六年四月二一日政令第一六八号) 抄
第二	(二号)	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成一一年一月一三日政令第五号) 抄	附 則 (平成一六年一月一五日政令第五号) 抄
第三	(二号)	この政令は、法の施行の日から施行する。	附 則 (平成七一年一月二六日政令第三六号) 抄	附 則 (平成一四年一月一三日政令第一九号) 抄
第四	(二号)	この政令は、都市再開発法等の一部を改正する法律の一部の施行の日 (平成十一年五月一日) から施行する。	附 則 (平成一一年一月一〇日政令第二五号) 抄	附 則 (平成一四年一月一三日政令第一三五二号) 抄
第五	(二号)	この政令は、河川法の一部を改正する法律 (平成七年法律第六十四号) の施行の日 (平成七年十月一日) から施行する。	附 則 (平成一一年六月七日政令第三四号) 抄	附 則 (平成一四年一月一〇日政令第二三三一号) 抄
第六	(二号)	この政令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行の日 (平成八年四月一日) から施行する。	附 則 (平成一一年七月八日政令第四〇号) 抄	附 則 (平成一四年一月三日政令第三三六号) 抄
第七	(二号)	この政令は、平成九年四月一日から施行する。	附 則 (平成九年三月二六日政令第七四号) 抄	附 則 (平成一五年二月五日政令第三四九九号) 抄
第八	(二号)	この政令は、平成九年六月一日から施行する。	附 則 (平成九年六月一三日政令第十九号) 抄	附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三四九六号) 抄
第九	(二号)	この政令は、公布の日から施行する。	附 則 (平成九年八月二九日政令第二七四号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二七日政令第四二九号) 抄
第十	(二号)	この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日 (平成九年九月一日) から施行する。	附 則 (平成一九年一月六日政令第三二五号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二八日政令第五〇号) 抄
第十一	(二号)	この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日 (平成九年十一月八日) から施行する。	附 則 (平成一九年一月六日政令第三二五号) 抄	附 則 (平成一六年二月二八日政令第五四号) 抄
第十二	(二号)	この政令は、法の施行の日 (平成十一年五月一日) から施行する。	附 則 (平成一一年五月二十七日政令第九四号) 抄	附 則 (平成一六年二月二七日政令第五四二九号) 抄
第十三	(二号)	この政令は、法の施行の日 (平成十三年四月一日) から施行する。	附 則 (平成一三年三月三〇日政令第九八号) 抄	附 則 (平成一六年二月二七日政令第五四二九号) 抄
第十四	(二号)	この政令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年四月一日) から施行する。	附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第四九六号) 抄	附 則 (平成一六年二月二七日政令第五四二九号) 抄
第十五	(二号)	この政令は、平成十六年三月一日から施行する。	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第五二三号) 抄	附 則 (平成一六年二月二七日政令第五四二九号) 抄
第十六	(二号)	この政令は、平成十六年五月十八日以後 (施行日) までの施行の日 (平成十三年五月十八日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二八日政令第五四二九号) 抄
第十七	(二号)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二八日政令第五四二九号) 抄
第十八	(二号)	この政令は、密集中心地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年十二月十九日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二七日政令第五四二九号) 抄
第十九	(二号)	この政令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十五年十二月十九日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二七日政令第五四二九号) 抄
第二十	(二号)	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一六年一二月二七日政令第五四二九号) 抄
第二十一	(二号)	この政令は、法の施行の日 (平成十六年五月一日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一七年一月六日政令第五八二号) 抄
第二十二	(二号)	この政令は、法の施行の日 (平成十六年五月一日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一七年一月六日政令第五八二号) 抄
第二十三	(二号)	この政令は、法の施行の日 (平成十六年五月一日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一七年一月六日政令第五八二号) 抄
第二十四	(二号)	この政令は、法の施行の日 (平成十六年五月一日) から施行する。	附 則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄	附 則 (平成一七年一月六日政令第五八二号) 抄

		附 則 (平成一七年五月二七日政令第一 (施行期日) 九二号) 抄
第一条	この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十七年六月一日)。附則第四条において「施行日」という。)から施行する。	附 則 (平成一八年四月二六日政令第一 (施行期日) 八一号) 抄
第一条	この政令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。	附 則 (平成一八年九月二二日政令第三 (施行期日) 一〇号) 抄
第一条	この政令は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年九月三十日)から施行する。	附 則 (平成一八年一月六日政令第三 (施行期日) 七九号) 抄
第一条	この政令は、都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月三十日)から施行する。	附 則 (平成一八年一二月八日政令第三 (施行期日) 三号) 抄
第一条	この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。	附 則 (平成一九年八月三日政令第二三 (施行期日) 四四号) 抄
第一条	この政令は、改正法の施行の日から施行する。	附 則 (平成一九年九月一五日政令第三 (施行期日) 八〇号) 抄
第一条	この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。	附 則 (平成一九年五月二一日政令第一 (施行期日) 附 則 (平成一九年十月一日から施行する。)
第一条	この政令は、平成二十年十月一日から施行する。	附 則 (平成一九年五月二一日政令第一 (施行期日) 三七号) 抄
第一条	この政令は、平成二十年七月二十五日政令第二 (施行期日) 附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二 (施行期日) 八〇号) 抄	附 則 (平成一八年四月二六日政令第一 (施行期日) 三三八号) 抄
第一条	この政令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年四月一日)及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。	附 則 (平成二〇年一二月三日政令第三 (施行期日) 六四号) 抄
第一条	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	附 則 (平成二二年二月二二日政令第三 (施行期日) 一〇八号) 抄
第一条	この政令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年十月一日)から施行する。	附 則 (平成二二年八月一四日政令第二 (施行期日) 一七号) 抄
第一条	この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日(平成二十二年九月一日)から施行する。	附 則 (平成二二年八月一五日政令第一 (施行期日) 二四六号) 抄
第一条	この政令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。	附 則 (平成二二年一二月一一日政令第一 (施行期日) 二八五号) 抄
第一条	この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十二月十五日)から施行する。	附 則 (平成二四年六月二九日政令第一 (施行期日) 三七号) 抄
第一条	この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年八月二十日)から施行する。	附 則 (平成二六年七月二日政令第二 (施行期日) 八五号) 抄
第一条	この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年八月二十日)から施行する。	附 則 (平成二七年一月一五日政令第六 (施行期日) 一号) 抄
第一条	この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年十月一日)から施行する。ただし、第一条(災害対策基本法施行令第一条(災害対策基本法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。)及び第三条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。	附 則 (平成二七年一月二一日政令第一 (施行期日) 一号) 抄

十三条第一項の改正規定を除く。)、第五条及び

第九条の規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二十五年一月二九日政令第一
(施行期日) 三三三号) 抄
附 則 (平成二十五年一月二九日政令第一
(施行期日) 一号) 抄
附 則 (平成二十五年一月二九日政令第一
(施行期日) 二九号) 抄
附 則 (平成二十五年一月二九日政令第一
(施行期日) 二九号) 抄
附 則 (平成二六年五月二八日政令第一
(施行期日) 八七号) 抄
附 則 (平成二六年五月三十日政令第一
(施行期日) 九号) 抄
附 則 (平成二六年七月二日政令第二
(施行期日) 一〇号) 抄
附 則 (平成二六年八月二〇日政令第二
(施行期日) 八三号) 抄
附 則 (平成二六年八月二〇日政令第二
(施行期日) 一〇号) 抄

附則（平成二七年七月一七日政令第二三号）	この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。
附則（平成二七年八月七日政令第二八九号）抄	（施行期日）この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。
附則（平成二八年一月二九日政令第二八七号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十八年一月二九日政令第二八八号）抄
附則（平成二八年八月二九日政令第二八八号）抄	（施行期日）この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年八月一日から）から施行する。
附則（平成二九年六月一四日政令第一五六号）抄	（施行期日）この政令は、平成二九年六月一四日政令第一二二号）抄
附則（平成二九年九月二八日政令第二八〇号）抄	（施行期日）この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月二十五日）から施行する。
附則（平成二九年九月二八日政令第二八〇号）抄	（施行期日）この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年九月三十日）から施行する。
附則（平成二九年九月二八日政令第二八一号）抄	（施行期日）この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年十月一日）から施行する。
附則（平成二九年九月二九日政令第二九八号）抄	（施行期日）この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、第一条第二号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附則（平成二九年六月一四日政令第一五八号）抄	（施行期日）この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。
附則（平成二九年七月七日政令第一八八号）	（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。
附則（平成三〇年六月一日政令第一七八号）	（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成三〇年九月一二日政令第二二九号）抄	（施行期日）この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。
附則（平成三〇年九月一二日政令第二二九号）抄	（施行期日）この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
附則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄	（施行期日）この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附則（令和二年七月八日政令第二二七号）抄	（施行期日）この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。
附則（令和四年四月二七日政令第一五五号）抄	（施行期日）この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
附則（令和四年四月二七日政令第一五六号）抄	（施行期日）この政令は、デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第十七条及び第四十四条の規定の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。
附則（令和四年九月一六日政令第三〇八号）抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（令和四年九月二十日）から施行する。
附則（令和四年九月一六日政令第三〇八号）抄	（施行期日）この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
附則（令和四年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。
附則（令和三年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、令和二年十一月二十五日から施行する。
附則（令和三年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附則（令和四年一二月一四日政令第三一一号）抄	（施行期日）この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十二月十六日）から施行する。

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。